

議第54号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布され、個人の市民税に係るふるさと納税制度の見直しが行われ、本年6月1日に施行されることとされたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

また、改元に伴う所要の規定の整理を併せて行うものです。

なお、同法による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正のうち、本年4月1日施行の部分に係る呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）及び呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）の改正については、同年3月29日に専決処分をしており、その承認を求める議案を別途提出しています。

2 改正に係る地方税法の一部改正の内容

(1) ふるさと納税（個人の市民税の特例控除）の対象となる寄附金は、「次の基準に適合する都道府県、市町村又は特別区（以下「都道府県等」といいます。）として総務大臣が指定したもの」に対するものと改められました。

※【対象となる都道府県等の指定基準】

ア 寄附金の募集を適正に実施すること。

(ア) ふるさと納税の募集に関して支出する費用の総額が、原則として、当該年度内に受領したふるさと納税に係る寄附額の100分の50に相当する金額以下であること。

(イ) ふるさと納税の募集に当たり、返品品の送付を過度に強調した広報を行うことや、寄附者の紹介者に謝礼を渡すこと等、ふるさとや都道府県等を応援したいという納税者の自主的な選択を阻害するおそれのある方法で寄附を誘引しないこと。

イ 返品品について、返品割合は3割以下とし、かつ、地場産品とすること。

(2) その他都道府県等の指定・指定取消しの手続、基準の制定・改廃、指定・指定取消しに当たっての地方財政審議会の意見聴取義務等が定められました。

3 条例改正の内容

(1) 地方税法において、ふるさと納税の対象となる寄附金の名称が「特例控除対象寄附金」と定義されたこと等に伴い、当該引用条項における規定の整理をします。

(2) 地方税法における規定の追加による項ずれに伴い、当該引用条項における規定の整理をします。

(3) 平成31年1月1日からこの条例の施行期日の前日（令和元年5月31日）までの間に、総務大臣の指定を受けることのできなかつた都道府県等に対し行った寄附についても、令和2年度の個人の市民税の特例控除の対象とするための経過措置を設けます。

(4) 改元に伴い、条文中の「平成31年度」以後の年度及び「平成31年5月1日」以後の年月日の表記について、「平成」を「令和」に改めます。

4 施行期日

公布の日（ふるさと納税に関する改正規定は、令和元年6月1日）